

まちづくり木更津防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、当法人が設置する防犯カメラの設置及び管理運用等の適正化を図るために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 主に犯罪を予防することを目的として、特定の場所に継続的に設置されるカメラ装置で、映像録画装置を備えるものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより録画した映像をいう。
- (3) 磁気テープ等 磁気テープ、ハードディスクその他の防犯カメラで撮影した画像を記録する媒体をいう。

(基本原則)

第3条 防犯カメラの取扱いに関する基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 防犯カメラの設置及び管理運用は、その目的の達成に必要な範囲内で行うこと。
- (2) 防犯カメラの設置場所は、事前に市民に周知すること。

(設置区域)

第4条 防犯カメラは、道路、公園、広場等の公共の用に供する場所（以下「設置区域」という。）に設置する。

- 2 設置区域の道路、公園、広場等の公共の場所で市民の見やすい箇所に、あらかじめまちづくり木更津防犯カメラ設置標識（別記第1号様式）を掲示する。

(稼動時間)

第5条 防犯カメラの稼動時間は、24時間とする。

(画像の保存期間等)

第6条 画像の保存期間は、録画日の翌日から1週間とする。ただし、犯罪防止等のため特に必要があるときは、その期間を延長することができる。

- 2 前項の保存期間を終了した画像の消去は、新たな画像を上書きする方法により行う。
- 3 画像のモニター設備は、取付けない。

(管理責任者及び取扱者)

第7条 代表理事は、防犯カメラの適正な設置及び画像の適正な管理を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び防犯カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置

く。

2 管理責任者は、まちづくり木更津事務局長とし、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 防犯カメラの設置区域に関すること。

(2) 画像の保存及び取扱いに関すること。

(3) 画像取扱者（まちづくり木更津事務局員のうち画像の取扱いを担当する職員をいう。以下同じ。）の指定及び解除に関すること。

(4) 防犯カメラの設置または運用に関する苦情等の対応に関すること。

3 取扱者は、まちづくり木更津事務局員とし、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 防犯カメラの設置場所の保守及び維持管理に関すること。

(2) 映像録画機器の点検及び維持管理に関すること。

(画像の管理基準)

第8条 画像を記録する磁気テープ等は、施錠できる設備の中で保管しなければならない。また、画像記録装置及び画像が記録された磁気テープ等を廃棄する場合は、破壊や裁断等により再生不能な状態にしてから廃棄しなければならない。

2 画像取扱者は、画像が記録された磁気テープ等を防犯カメラから回収したときは、当該画像が記録された磁気テープ等を保管する設備に保管しなければならない。

3 画像取扱者は、画像が記録された磁気テープ等を防犯カメラから回収したときは、磁気テープ等を回収した日時並びに磁気テープ等に記録されている画像の概要及びその期間を日誌（別記第2号様式）に記録し、管理責任者の承認を受けなければならない。

4 保管する磁気テープ等の画像は、修正、一部の消去その他の加工をしてはならない。

(画像の利用及び提供の制限)

第9条 代表理事は、防犯カメラの設置目的の範囲を超えて画像データを利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 捜査機関から犯罪捜査の目的により、画像データの提供の要請を文書で受けたとき、その他法令又は条例の規定に基づき利用し、または提供するとき。

(2) 本人の同意に基づき利用し、もしくは提供するとき、又は本人に提供するとき。

(3) 人の生命、身体の又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 代表理事が所掌事務の遂行に必要な範囲で画像データを利用し、又は提供する場合であって、当該画像データを利用し、又は提供することについて相当な理由があるとき。

(画像の利用)

第10条 画像取扱者は、画像を視聴し、又は視聴させるときは、画像を視聴する者又は視聴させる者の機関、職及び氏名並びに当該視聴の目的、年月日及び画像の概要を日誌に記録し、管理責任者の承認を得なければならない。

2 画像取扱者は、画像を複製するとき、画像を複製する者の職及び氏名並びに当該複製の目的、年月日及び画像の概要を日誌に記録し、管理責任者の承認を得なければならない。

3 画像取扱者は、前条第2項又は第3項の規定により画像を提供する場合は、提供先並びに提供先の責任者の職及び氏名並びに当該提供の目的、年月日、画像を返却する予定日及び画像の概要を日誌に記録し、管理責任者の承認を得なければならない。

4 画像取扱者は、前条第2項又は第3項の規定により画像を提供する場合は、当該提供しようとする画像が記録されている磁気テープ等の必要な箇所を複製し、当該複製した画像を提供するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、裁判所への証拠物の提出等原本の提供が必要である場合は、原本を提供できる。この場合において、画像取扱者は、当該磁気テープ等を複製し、原本が返却されるまでの間複製した磁気テープを保管するものとする。

(画像の消去基準)

第11条 画像取扱者は、防犯カメラから回収した磁気テープ等に記載されている画像を磁気テープ等の回収後6箇月を経過した後、速やかに消去しなければならない。ただし、当該画像を犯罪を告発するための証拠物としたとき、訴訟の証拠物としたとき等、その後の磁気テープ等に記録された画像を保管する必要があるときは、この限りでない。

(画像の消去)

第12条 磁気テープ等に記録された画像の消去は、画像取扱者が行わなければならない。

2 磁気テープ等に記録された画像を消去した者は、当該消去を行った画像取扱者以外の者に画像が消去されていることの確認を求めなければならない。

3 磁気テープ等に記録された画像を消去した者は、画像を消去した者の職及び氏名を日誌に記載し、管理責任者の確認を受けなければならない。

(日誌の保存期間)

第13条 日誌の保存期間は、5年とする。

(守秘義務)

第14条 管理者、責任者及び取扱担当者は、街頭防犯カメラ及び画像の取り扱いにより知り得た情

報をみだりに他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項については、代表理事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年10月16日から施行する。